



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年4月2日火曜日 第3065号

◇ 目 次 ◇

保護管理事業計画の概要の公表..... (自然保護課) ... 295

救急病院の協力申出(4件)..... (医療対策課) ... 296

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 296

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正..... (森林整備課) ... 297

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (水産課) ... 297

公有水面埋立免許..... (港湾海岸課) ... 298

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 298

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 299

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 299

道路の区域変更(一般国道494号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 299

道路の区域変更(県道落合久万線)..... (") ... 299

道路の区域変更(一般国道381号)..... (南予地方局管理課) ... 300

道路の区域変更(県道後柿之浦線)..... (") ... 300

道路の供用開始(")..... (") ... 300

公 告

原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務..... (原子力安全対策課) ... 300

争議行為の通知の公表(2件)..... (労政雇用課) ... 301

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ... 302

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第275号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物トキワバイカツツジ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物トキワバイカツツジ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

トキワバイカツツジの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、トキワバイカツツジが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

トキワバイカツツジの生育地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

宇和島市におけるトキワバイカツツジが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施

トキワバイカツツジの分布状況、生育地の環境の変化等についてモニタリング調査を継続的に行い、情報の収集及び解析を行う。

生育状況又は生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 望ましい生育条件の維持

トキワバイカツツジの安定した世代交代のため、生育に適した環境に改善するなど、トキワバイカツツジを取り巻く環境全体を良好な状態に保つ。

(3) 増殖技術の確立と生息域外保全

トキワバイカツツジの個体数が大幅に減少する事態に備えて、県内の研究機関等と連携して、トキワバイカツツジの増殖技術の研究及び技術の開発を推進する。また、トキワバイカツツジの生育環境が著しく悪化することが懸念される場合は、必要に応じて生息域外保全にも取り組む。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

トキワバイカツツジの生育地及びその近隣地域において関係機関及び開発等を行う事業者との情報共有を図り、開発又は自生地の改変による環境変化が生じる場合には、生育環境の保全

に配慮した調整を行う。

(5) 条例の順守による保護対策

特定希少野生動物の違法採取等の禁止についてパンフレットの配布等による意識啓発に努めるとともに、生育地の監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

広く県民に対し、トキワバイカツツジの希少性及び重要性を周知するため、パンフレット等の配布、観察会の開催等の啓発活動を行う。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査及び保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、トキワバイカツツジの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第276号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233	公立学校共済組合	平成34年3月25日まで

○愛媛県告示第277号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西 予 市	平成34年3月31日まで

○愛媛県告示第278号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
平成脳神経外科病院	松山市北井門二丁目7番28号	医療法人松山平成会	平成34年3月31日まで

○愛媛県告示第279号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会医療法人石川記念会HIIT〇病院	四国中央市上分町788番地1	社会医療法人石川記念会	平成34年3月31日まで
独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康安全機構	平成34年3月31日まで
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454	国立大学法人愛媛大学	平成34年3月31日まで
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	独立行政法人国立病院機構	平成34年3月31日まで
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	愛 媛 県	平成34年3月31日まで

○愛媛県告示第280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川之江店
四国中央市妻鳥町1690 - 1 外 9 筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,653.35平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
57台
イ 駐輪場の収容台数
10台
ウ 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.00立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成31年 3月22日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第281号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業主体)</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 環境林整備事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 市町（その所有する森林で事業を実施する者又は森林所有者と協定を締結した者に限る。）</p> <p>イ 森林所有者（地方公共団体と協定を締結して被害木の伐採若しくは除去又は植栽の事業を実施する者に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げる者であつて、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したもの（その所有する森林で事業を実施する者を除く。）</p> <p>(ア) 森林組合等</p> <p>(イ) 森林整備法人等</p> <p>(ウ) 特定非営利活動法人等</p> <p>(エ) 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する者に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4)～(9) 省略</p>	<p>(事業主体)</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 環境林整備事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者（その所有する森林で施業を行う者（市町を除く。）を除き、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した者に限る。）</p> <p>ア 市町 _____</p> <p>_____</p> <p>イ 森林組合等</p> <p>ウ 森林整備法人等</p> <p>_____</p> <p>エ 特定非営利活動法人等</p> <p>オ 森林経営計画策定者（森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する者に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4)～(9) 省略</p>

○愛媛県告示第282号

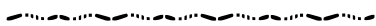
愛媛県内水面漁場管理委員会指示第18号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めら

れた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成31年 4月 1日次のとおり定めた。

平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番 1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面



○愛媛県告示第283号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成31年 4月 2日

弓削港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番

代表者 上島町長 宮脇 馨

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削185番 5

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施工区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島2800番 3の地先公有水面

イ 区域

次の1点から13点を結ぶ線と13点から1点を結ぶ公有水面との境界線（平成29年秋分の日 満潮位 D.L 4.05mにて決定）により囲まれた区域

基点（国土地理院「高側」四等三角点、越智郡弓削町大字佐島字高側甲690番地）は、北緯34度15分17.7470秒、東経133度11分31.2973秒の地点

1点は、基点から真北107度10分11秒、472.25メートルの地点

2点は、1点から真北213度00分43秒、3.58メートルの地点

3点は、2点から真北209度32分21秒、4.46メートルの地点

4点は、3点から真北204度41分04秒、4.32メートルの地点

5点は、4点から真北198度19分34秒、4.33メートルの地

点

6点は、5点から真北193度07分02秒、1.65メートルの地点

点

7点は、6点から真北189度04分26秒、3.32メートルの地点

点

8点は、7点から真北184度46分55秒、2.62メートルの地点

点

9点は、8点から真北181度20分03秒、3.22メートルの地点

点

10点は、9点から真北88度51分15秒、1.00メートルの地点

点

11点は、10点から真北178度39分48秒、2.40メートルの地点

点

12点は、11点から真北268度54分41秒、1.00メートルの地点

点

13点は、12点から真北176度51分17秒、1.84メートルの地点

点

ウ 面積

39.78平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島2756番から2800番 3の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からF点を順次直線で結んだ線並びにF点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「高側」四等三角点、越智郡弓削町大字佐島字高側甲690番地）は、北緯34度15分17.7470秒、東経133度11分31.2973秒

A点は、基点から真北104度38分42秒、472.60メートルの地点

B点は、A点から真北105度10分19秒、49.69メートルの地点

C点は、B点から真北195度10分20秒、72.38メートルの地点

D点は、C点から真北285度10分19秒、45.23メートルの地点

E点は、D点から真北342度41分44秒、22.60メートルの地点

F点は、E点から真北3度01分50秒、20.37メートルの地点

ウ 面積

4,022.47平方メートル

- 3 埋立地の用途

道路用地 17.63平方メートル

護岸用地 22.15平方メートル

- 4 埋立免許年月日

平成31年 4月 2日



○愛媛県告示第284号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所

において縦覧に供する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中村時広

大久保（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成7年10月愛媛県告示第1323号）大久保の項で指定した標柱4号から標柱1号までを順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
松山市	津和地	608番2	7号
		641番	8号
		636番	9号、10号

○愛媛県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）
- 作業期間 平成30年11月5日から平成31年2月28日まで
- 作業地域 松山市道後地区（松山市道後姫塚、石手一丁目から五丁目まで（二丁目の一部を除く））

○愛媛県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成31年4月2日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第29号 平成31年3月13日	伊予市上三谷字郷口甲1887番1	伊予市上三谷甲4217番地3 森川裕生

○愛媛県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2892番2から同町笠方2830番地先まで	旧	メートル 4.9～16.6	キロメートル 0.174	
		上浮穴郡久万高原町笠方2892番2から同町笠方2830番1まで	新	10.3～27.9	0.174	

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地116番4から同町菅生2番耕地45番1まで	旧	メートル 8.0～77.3	キロメートル 0.770	
		上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地436番2から同町菅生2番耕地45番1まで	旧	4.8～96.0	1.420	
		上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地116番4から同町菅生2番耕地45番1まで	新	8.0～27.6	0.770	

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	381号	北宇和郡松野町大字吉野2163番4から 同大字174番2まで	旧	メートル 5.2~39.0 10.5~51.0	キロメートル 1.679 1.106	
			新	10.5~51.0	1.106	

○愛媛県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦乙4番4から 同町大浦乙4番4まで	旧	メートル 5.8~6.0	キロメートル 0.180	
			新	8.3~8.9	0.180	

○愛媛県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦乙4番4から 同町大浦乙4番4まで	平成31年 4月 2日

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。
平成31年 4月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務

(2) 業務内容

原子力災害時における携帯電話通信網を活用したドローン実証実験業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年 3月19日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出

した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

カ ドローンの携帯無線通信利用に係る電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第23号に規定する実用化試験局の免許の取得が可能な者であること（協力企業において当該免許の取得が可能な場合を含む。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 業務の実施体制

1で示した業務と同種若しくは類似の業務の実績又は当該業務に類する実証実験の運営若しくは当該実証実験への参画の実績、配置予定管理技術者の資格及び実績並びに実施体制

イ 事業内容

電波環境調査方法、モデルルートの選定方法、実証実験の実施方法、試験機体及び搭載機材の性能、運航管理システム及び映像収集配信システムの性能並びに3D地形データの作成の妥当性

ウ 業務計画

スケジュール及び進捗管理の妥当性

エ 追加提案

追加的な実証内容、新たな技術等の追加提案の妥当性

オ 実証実験後の運用イメージ

実証実験後のドローン運用に係る提案の妥当性

カ 実証実験コスト

実証実験コストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成31年4月2日（火）から同月16日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成31年4月16日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等

により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成31年5月13日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: A drone flight demonstration test project for the 2019 fiscal year of Ehime Prefecture that utilizes a mobile phone communication network for nuclear emergencies , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 16 April 2019
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 13 May 2019

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Nuclear Disaster Prevention Group , Nuclear Safety Measures Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2341

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成31年3月25日あったので公表する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

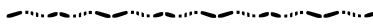
1 事件 2019年度賃金引き上げその他に関する事項

2 日時 平成31年4月8日正午より本問題が解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会 今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会 宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。



○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成31年3月25日あったので公表する。

平成31年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2019年度賃金引き上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2019年4月13日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会 松山記念病院	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第18号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成31年4月1日次のとおり指示した。

平成31年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本 多 義 雄

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しな

い。

2 指示の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで